第 2 回 美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成16年1月14日(水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第 2 回美方町·村岡町·香住町合併協議会会議次第

と き:平成16年1月14日(水)

ところ:美方町総合センター

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議の成立
- 4 会議録署名委員の指名 ______
- 5 議 題
 - (1)協議事項

協議第11号 新町の名称について

協議第12号 新町の事務所の位置について

協議第13号 新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

協議第14号 新町まちづくり計画(その1)について

協議第15号 新町まちづくり計画検討小委員会の設置について

- 6 その他
 - 第3回協議会の開催について
 - (1)日 時 平成16年1月27日(火)13:30~
 - (2)場 所 香住町文化会館
 - (3)協議事項(予定)

協議第16号 財産の取扱い(その1)について

協議第17号 議会の議員定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第19号 議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

の設置について

第4回協議会の開催について

- (1)日 時 平成16年2月9日(月)13:30~
- (2)場 所 美方町総合センター
- 7 閉 会

会 議 資 料 資料索引

協	議	第	11	号	新町の名称について	P 1 ~ P 3
協	議	第	12	号	新町の事務所の位置について	P 4 ~ P14
協	議	第	13	号	新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について	P15~P16
協	議	第	14	号	新町まちづくり計画(その1)について	P17~P23
協	議	第	15	号	新町まちづくり計画検討小委員会の設置について	P 2 4 ~ P 2 5

協議第11号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年1月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

1 - (3)	新町の名称					
新町にふさわしい名称を選定する。						
	1 - (3) つしい名称を					

(協議第11号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協	議	項	目	新町の名称について
調	整	方	針	新町にふさわしい名称を選定する。
項			目	参 考 資 料
根			拠	地方自治法第3条第3項により、地方公共団体の名称を変更しようとするときは、条例でこれを定めることとなっている。 合併により、美方町・村岡町・香住町を廃し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の名称は消滅する。そ のため、合併後の新町の名称を合併までに決定しておく必要がある。
選	定	方	法	 1. 名称の表記について 名称については法的に制限されていないが、記号やローマ字等(日本の文字でない文字)を使用している市町村はない。 2. 名称選定にあたっての観点について 地域が地理的にイメージできる名称 地域の特色を表す名称 地域の歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新町としてふさわしい名称
₹	Ø	他	ļ	3.選定方法について 関係町住民による一般公募によりふさわしい名称を抽出し、合併協議会で決定する。 一般公募に際しては、特段の制約は設けない。郡名の取扱いについて 郡名については、県に地元の意向を申し述べることができることから、協議会において町名を決定する段階で、郡名についても合わせて協議し、確認書を作成する。

項 目		参	資	料斗		
【参考法令】 地方自治法(抄) 第 3 条抜粋	(名称) 第3条(第1項、第2項略) 3 道府県以外の地方公共団体の名称 4 地方公共団体の長は、前項の規定 ればならない。 5 地方公共団体は、第3項の規定に	により当該地方公 より条例を制定し	共団体の名称を	変更しようとすると	きは、あらかじめ都道の	守県知事に協議しなけ
第 259 条抜 粋	び名称を変更する日を報告しなけれ 第 259 条 郡の区域をあらたに画しが、当該都道府県の議会の議決を紹 2 郡の区域内において市の設置があ 自ら変更する。 3 郡の区域の境界にわたって町村が	若しくはこれを廃 るてこれを定め、総 うったとき、又は郡	務大臣に届け出 の区域の境界に	なければならない。 わたって市町村の境§	界の変更があったときし	は、郡の区域も、また、

協議第12号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置について提出する。

平成16年1月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

協定項目 1-(4) 新町の事務所の位置

住民の利便性の確保、地域振興等を勘案し、現地解決型の行政組織と機能分担に立脚した庁舎配置を検討するなかで事務所の位置を決定する。

具体的な事務所の位置等については、小委員会を設置し検討を行うものとする。

(協議第12号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

協議項目	新町の事務所の位置について
調整方針	住民の利便性の確保、地域振興等を勘案し、現地解決型の行政組織と機能分担に立脚した庁舎配置を検討するなかで事務所の位
神 罡 刀 ず	世代の利使性の確保、地域派典等を勘案し、境地解決室の行政組織と機能力担任立脚した力占能量を検討するながで事物所の位置を決定する。
	具体的な事務所の位置等については、小委員会を設置し検討を行うものとする。
項目	会体的な事物所の位置もについては、小安良去を設置し採的を行うものとする。 参考者というというというというというというというというというというというというというと
根拠	
作	地方自治法第4条第1項により、地方公共団体は事務所の位置を条例で定めることとなっている。
	合併により美方町・村岡町・香住町の法人格が消滅し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の事務所(役員)を廃し、新たって東京の東京の大力の事務がある。
	場)を廃し、新たに新町の事務所を設置しなくてはならない。
	そのため、合併後の新町の事務所の位置を合併までに決定しておく必要がある。
選定基準	地で白沙は祭する祭り頃に、東教氏の位置のは京甘進しして「位兄の利田に見も便利でもでした。 立済の東棲、他の京
	地方自治法第4条第2項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官人
	公署との関係等について適当な配慮」をすべきことが挙げられている。
【参考法令】	(事務所の設置又は変更)
地方自治法(抄)	第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
第4条抜粋	2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等につ
215 2 23 33 24 1	いて適当な配慮を払わなければならない。
	3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなけれ
	ばならない。
<u> </u>	(支庁・地方事務所等の設置及び区)
第 155 条抜粋	第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道に
	あっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。) 及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。
	2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
	3 第4条第2項の規程は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域にこれを準用する。
	(通知) 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、衛生、 土木その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。
	エネその他特定の事務のみを対算させる事務所は、法にいつ支所ではない。 (実例) 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組
	(実例) 文所の設置は、文通不便の地のるいは印画的の廃置力占等により促制の印画的技場を廃せり文所とする場合等であり、その組 織は相当の職員が常時勤務する事を要件とする。
	* 支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市
	役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。
	及川へは引き区域のでは日本のでは区では下の中部に代わりませた。

	参考。
養父郡合併協 議会	住民の利便性等を勘案し選定する。 1 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。 2 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。 3 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。 4 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。
北但合併協議会	 1 新市の事務所の位置及び新庁舎建設について 新市の事務所の位置は現豊岡市役所とし、他の5町の町役場は全て支所とする。合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するが、新 庁舎の位置は、新市において定める。 2 庁舎のあり方について 新市の庁舎のあり方については、本庁方式とする。ただし、行政的な区域の広がりに対応するため、当分の間、総合支所方式とする。 また、新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。
生野町・和田山 町・山東町・朝 来町合併協議 会	1 新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷213番地の1(現在の和田山町役場)とする。 2 現在の生野町役場、山東町役場、朝来町役場に支所を置き、「庁舎」と呼称する。 3 将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。 4 将来の新市の事務所の位置については、国道312号沿線を基本に、全体的な地勢、交通事情及び他の官公署との関係等、市民の利便性を充分考慮し、新市において速やかに検討するものとする。
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・ 市島町合併協 議会	1 合併時は、住民の利便性、事務の効率性等できる限り集約した分庁舎方式で現庁舎を使用する。条例上の事務所の位置については、 氷上町成松字甲賀1番地(現氷上町庁舎)とする。 2 分庁舎設置の町以外には、現庁舎を使用し支所を設置する。なお、分庁舎にも支所機能は確保する。 3 現支所については、新市の一体性からできる限り早期に廃止するものとし、地区事務所については合併時に廃止する。 4 新庁舎については、新市において仮称庁舎建設委員会を設けて取り組む。ただし、建設の方向性については、関係町議会による廃置 分合の議決を経た後、協議に入るものとする。
峰山町・大宮 町・網野町・丹 後町・弥栄町・ 久美浜町合併 物議へ	新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。 また、現在の6町の役場は、すべて支所とする。

協議会

1 行政機能区分と庁舎の機能配置について(例)

(1)行政機能の区分

行政機能の区分として三役、議会、管理部門機能(総務、企画、税務関係)、その他の部門機能、 現地解決型機能(窓口機能含む)に分類する。

現地解決型機能の具体例については別紙による。

(2)各庁舎の機能配置の類型

本庁舎に管理部門を置き、他の部門は各町での機能分担を行う場合

173 11 10 11 11			77,12 (17 / %)	
X	分	A町	B⊞Ţ	C町
庁舎の呼称		A 庁舎	B庁舎	C 庁舎
		(本庁・第1庁舎)	(第2庁舎)	(第3庁舎)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

本庁舎に管理部門と他の部門の一部を置き、これ以外の他の部門を分担する庁舎、 現地解決型機能をもつ庁舎の3類型とする場合

区分		A町	B町	C町
庁舎の呼称		A 庁舎	B庁舎	C庁舎
		(本庁·第1庁舎)	(第2庁舎)	(支所)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

本庁舎に全般的な機能を置き、各町に現地解決型機能を配置する場合

区分		A町	B町	C町
庁舎の呼称		A 庁舎	B庁舎	C 庁舎
		(本庁)	(支所)	(支所)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

参考 養父郡合併協議会の例(予定)

区分		八鹿町	養父町	大屋町	関宮町
庁舎の呼称		養父市役所	養父地域局	大屋地域局	関宮地域局
		(本庁)	(支所)	(支所)	(支所)
機能	三役	三役			
	議会	議会			
	管理部門機能	総務部、政策監 理部			
	他の部門機能	市民生活部、都 市整備部	産業経済部、企業 局、教育委員会		
	現地解決型機能				

	-X 	管理部門、その他の	- (足加) 10円 左のうち租+	世解決型の業務
 □)	1	部門の業務	生のフラヴァ	窓口の業務
議会	立茲			心口の未彷
 	庶務	・文書の収受・発送、儀		
		式、交際、議員の報酬・		
	- 	費用弁償等		
	議事	・監査業務		
		·本会議、委員会、請願・		
		陳情、会議録、傍聴等		
総務	庶務	·議会、公印、条例規則、	・公文書の収受・発送	
		入札資格審査、公文書		
		の収受・発送、情報公開	·情報公開	
		·職員研修、福利厚生、	·庶務事務	
		人事、給与、特別職報酬		
		審議会等		
		・電算処理の連絡・統		
		制、電算処理データ保護		
		管理の総括		
		・各種選挙の管理執行、		
		選挙管理委員会、不在	・不在者投票、期日前	
		者投票、期日前投票	投票	
		·秘書、陳情、儀式、表彰		
		・自治会の支援	・自治会の支援	
		·行政相談、要望等	·行政相談、要望等	
	財政	·予算、決算、地方債、	・予算の執行	
		自治振興事務等		
		·公有財産、財産区、公	・行政財産の維持管	
		用車管理等	理、財産区の運営	
企画	企画	 ·総合計画、重要施策の		
	上四	企画・総合調整、地域振	│ ⋰地域振興事業、要望	
	11K 7 -	興事業、要望、開発審議	地域旅 兵事業、安皇 、地域審議会	
		会、地域審議会、広域行		
		政、特命事項		
		・まちづくり団体支援	 ・まちづ⟨リ団体支援	
		・公共交通対策、助成	・公共交通利用助成	 ·公共交通利用助成申請
		·国内外交流	女子文通初用助成 申請	ムハヘだでの場外で明
	広報		- I - MH	
	情報	通信、情報公開		
	I PS TIX	·住民放送	│ ⋰住民放送	
		エレリハベニ	1100000	

部	署	管理部門、その他の	左のうち現り	也解決型の業務
		部門の業務		窓口の業務
税務	賦課	·住民税·資産税·国保 税等の賦課及び申告・	·住民税·資産税·国 保税等の賦課及び申	
		納税相談	告·納税相談	
		·土地·家屋評価	·家屋評価	
		·土地及び家屋台帳の 管理		
		・税の減免決定	・税の減免決定	
		·所得、納税、評価証明 等		·所得、納税、評価証明等
		·土地·家屋課税台帳の	·土地·家屋課税台帳	
		縦覧、閲覧	の縦覧、閲覧	
		・軽自動車税の賦課		·軽自動車(二輪)登録、 廃止
		·入湯稅、償却資産	·入湯税、償却資産	
		・賦課の電算入力	・賦課の電算入力	
	徴収	・税の徴収及び滞納整 理	・税の徴収及び滞納 整理	
住民	戸籍	·戸籍、住民基本台帳		·婚姻、出生、死亡各種届
生活	住民			出等、戸籍謄·抄本、住民 票の交付
		·印鑑登録·証明		·印鑑登録·証明
		·外国人登録		外国人登録
		・埋火葬許可書の交付		・埋火葬許可書の交付
		·人口動態調査		·人口動態調査
		・自動車の臨時運行許		・自動車の臨時運行許可
		可等		等
		·人権相談、行政相談	·人権相談、行政相談	
	2보 I7는	· 戦没者事務	· 戦没者事務	六泽《宋 井·文
	消防交通	·交通安全運動 ·防犯、暴力追放	·交通安全運動 ·防犯、暴力追放	·交通災害共済
	火 世	·自治消防	·自治消防	
		·自主消防支援	·自主消防支援	
		·地域防災計画		
	環境	·環境保全	·環境保全	
	衛生	・ごみ、し尿の収集運搬	・ごみの収集運搬、し	・し尿汲み取り申し込み
		・指定ごみ袋の販売	尿汲み取り申し込み	・指定ごみ袋の販売

部	 署	管理部門、その他の	左のうち現地解決型の業務			
		部門の業務		窓口の業務		
	環境	·火葬場	·火葬場			
	衛生	・狂犬病の予防	·狂犬病の予防			
		·畜犬登録事務	·畜犬登録事務			
		·伝染病、防疫等	·伝染病、防疫等			
		·消費者行政	·消費者行政			
保健	介護	・介護保険の事業計画、		·申請受付、資格異動届·		
福祉	保険	認定事務、被保険者台 帳等		保険証発行		
		·保険料賦課·徴収、給	·保険料徴収、給付事			
		付事務	務			
		·利用者負担減免決定				
		·訪問調査	·訪問調査			
		·滞納整理	·滞納整理			
		・デイサービスセンター	・デイサービスセンタ			
		等との連絡調整	ー等との連絡調整			
	福祉	・社会福祉団体の連絡				
		調整				
		│·社会福祉統計				
		・民生、児童委員会の運				
		営・調整	連絡・調整			
		一行旅死病人、保護司、				
		日本赤十字社	十字社			
		·老人保健福祉計画 ·老人短沙、左定老人	. 老人短礼 左宫老			
		│·老人福祉、在宅老人、 │老人クラプ	・老人福祉、在宅老人、老人クラブ			
		ゼスフラフ ・養護老人ホーム入所	人、老人分分分			
		·福祉施設等管理運営				
		福祉	・福祉施設等との調	 ・福祉医療、老人保健医		
		療の計画・調整	整	療受給者証等の交付申		
		133. TO RIVER 18322		請、老人保健各種届、医		
				療費申請受付事務、相談		
				業務等		
		・保育所入所、保育料の	·保育料徴収	・保育所入所申し込み		
		算定·徴収				
		·児童福祉、児童·特別	・児童手当等の事務			
		障害者手当等、母(夫)	·母(夫)子·寡婦(父)			
		子·寡婦(父)福祉、家	福祉、家庭児童相談			
		庭·児童相談等	等			

部署管理部門、その何		管理部門、その他の	左のうち現地角	『決型の業務		
		部門の業務		窓口の業務		
福	畐祉	·生活保護、身体障害者 福祉、知的障害者福祉 等 ·地域改善対策	·生活保護等事務 ·地域改善対策			
(健	建康	· 予防接種、結核予防、 献血等 · 保健相談、保健指導等 · 母子・老人・健康等手 帳の交付	· 予防接種、結核予防、 献血等 · 保健相談、保健指導等	·母子·老人·健康等手 帳の交付		
国	国保	・国民健康保険被保険 者の資格の喪失・届出 事項の変更 ・国保の給付 ・国保運営協議会 ・国保直営診療所 ・レセプト事務	・国保の給付	·国民健康保険被保険 者の資格の喪失・届出 事項の変更及び被保 険者証の交付・返納 ·国保の出産育児一時 金、葬祭費の支給		
水産水	豊 K 辰林 産 興	・農林水 ・農体水 ・農体水 ・農体水 ・農体水 ・農体水 ・農体水 ・農が ・農が ・農が ・農が ・農が ・農が ・農が ・農が	・農林の振興 ・農作物水産業の ・農作物水産業 ・農作物水産業 ・農作物水産 ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の ・農の			

部		管理部門、その他の	左のうち現地解決型の業務			
		部門の業務		窓口の業務		
	農林	・農業共済事業会計の	・農業共済等申し込			
	水産	予算·決算、調査、統	み受付			
	振興	計、各共済事業(水稲・				
		果樹等)の共済金・無事				
		戻し金支払い、損害評価				
		委員等				
		·農林漁業施設(農林道	·農林漁業施設(農林			
		含む)の維持管理	道含む)の維持管理			
	商工	·商工振興				
		·地場産業振興				
		·中小企業融資事務	·中小企業融資事務			
		·奨励金交付事務	·奨励金交付事務			
		·計量器検査事務	·計量器検査事務			
	労政	・シルバー人材センター	・シルバー人材センター			
		·雇用対策事務				
		·季節労務対策事務	·季節労務対策事務			
	観光	·観光振興	·観光振興			
		・観光協会等の指導	・観光協会等の指導			
		・第3セクター事務	・第3セクター事務			
		・観光施設整備及び維	・観光施設整備及び			
		持管理	維持管理			
		・地域振興イベントの企	・地域振興イベントの			
		画及び実施	企画及び実施			
		·国·県立公園関係事務				
建設	管理	·道路認定、道路橋梁台				
		帳、官民境界、	·官民境界、建築確認			
		道路の管理、建築確認	手続き 			
		申請等		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		・公営住宅の建設・維持		・公営住宅の利用申し込 -		
		管理、使用料の決定、徴	,	み		
		収、利用申し込み	料の徴収等			
		·法定外公共物譲与事				
		務り、日本光の密教	事務			
		・県事業の調整 				
		│·除雪車による除雪管理 │	│·除雪車による除雪管 │理			
		·交通規制	·交通規制			

部署		管理部門、その他の	左のうち現地解決型の業務					
		部門の業務		窓口の業務				
	管理	·道水路等占用許可 ·登記事務 ·屋外広告物事務 ·用地交渉	·道水路等占用許可 ·登記事務 ·屋外広告物事務 ·用地交渉					
	工務	·道路橋梁の新設改良· 舗装、砂防、河川改良、 公共土木施設の災害復 旧、急傾斜地管理等 ·道路橋梁の維持補修	良・舗装、砂防、河川 改良、公共土木施設の 災害復旧等					
	都市計画	·都市計画事業 ·宅地造成 ·都市公園等施設の整 備、維持管理	·都市公園等施設の維 持管理					
教委	学教校育	・教院設設・用括・備補・路育・遠教学連・・・・・・・教、、の小通学の関係を、物等をでは、、・を調査を対して、、・ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	· 転入学事務、要(準) 要保護申請事務 · スクールバス運行 · 社会教育団体との連 絡調整					

部署		管理部門、その他の	左のうち現地	解決型の業務
		部門の業務		窓口の業務
	社会	·青少年問題協議会		
	教育	・施設の整備		
		・社会体育事業の実施	・社会体育事業の実施	
		・社会体育スポーツの普	・社会体育スポーツの	
		及び支援	普及び支援	
		·人権啓発、同和対策審	·人権啓発	
		議会		
		・公民館事業及び活動	・公民館事業及び活動	
		·文化芸術活動	·文化芸術活動	
		·文化財保護		
		·体育指導員	·体育指導員	
		·社会教育施設管理	·社会教育施設管理	
		·青年団、PTA , 婦人会、	·青年団、PTA , 婦人	
		老人会等社会教育団体	会、老人会等社会教育	
		の支援	団体の支援	
		・子育てセンター活動	・子育てセンター活動	
		·生涯教育団体支援	·生涯教育団体支援	
		・各種イベント実施	・各種イベント実施	
出納		・公金、有価証券の出納		
		保管		
		・物品の出納保管		
		・決算の調整		
		・公共料金の収納(税金		・公共料金の収納(税金
		含む)		含む)
		·口座振替手続等		·口座振替手続等
		・窓口支払い		・窓口支払い
水道		·給水計画	·施設維持管理	
		・料金の請求・徴収	・料金の徴収	
		·施設維持管理		
		・加入、廃止等の申請受		・加入、廃止等の申請受
		付及び許可事務		付及び許可事務
下水		·建設計画	·施設維持管理	
道		・料金の請求・徴収	・料金の徴収	
		・排水の許可		
		・申請書等の受付及び	・申請書等の受付及び	
		審査	審査	

協議第13号

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について提出する。

平成16年1月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第11条第1項に基づき、新町の事務所の位置等検討小委員会を別紙のとおり設置する。

新町の事務所の位置等検討小委員会

(所掌事務)

新町の事務所の位置等を調査及び審議する事務を所掌する。

(委員の選出)

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第8条第1項第1号委員、第2号委員のうち議会の議長、第3号委員から各町1人の計9人以内とする。

	区分		氏	名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長		
2		村岡町長		
3		香住町長		
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長		
5	のうち議会の議長	村岡町議会議長		
6		香住町議会議長		
7	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者		
8		村岡町学識経験者		
9		香住町学識経験者		

協議第14号

新町まちづくり計画 (その1)について

新町まちづくり計画(その1)について提出する。

平成16年1月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

協定項目 2-(1) 新町まちづくり計画

新町まちづくり計画策定の基本的な考え方とその策定方針を、別紙のとおり 定める。

具体的な内容については、小委員会を設置し検討を行うものとする。

新町まちづくり計画策定の基本的な考え方とその策定方針について

1.合併特例法等による基本的な考え方

合併特例法では、「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」と規定されています。

また作成する項目については、 合併市町村の建設の基本方針 合併市町村の根幹となるべき事業に関する事項 合併市町村の公共的施設の統合整備に関する事項 合併市町村の財政計画 の 4 項目について、政令で定めるところにより作成することとされています。

新町まちづくり計画は、合併協議会が作成するものであり、合併特例法に基づくさま ざまな財政措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

2.新町まちづくり計画の策定

美方町では平成13年3月8日に第4次町勢振興計画を策定しており「自然と共生し、出会いと交流の中でいきいきと住まうまち ふるさと・おじろ」を基本理念とし「人・まち・自然が融けあい育む 結いのまちづくり」を将来像としており、村岡町では平成13年3月9日に第4次町勢振興計画を策定し「全ての町民が、子どもたちの健やかな成長を我が喜びとできる町」を基本理念とし「夢をもって子育て・子育ちができる郷・村岡」を将来像としています。また、香住町は平成11年12月21日に第4次総合計画を策定し「ふるさとへ愛着を育む 地域に根ざした活力を創造する 人と自然を大切にする」を基本理念に「人がかがやき 海がきらめくまち かすみ」を将来像としています。

各町の総合計画は、地方自治法の規定に基づいて策定されており、将来を見通した長期にわたる振興施策を実施するため、個性と魅力にあふれた「まちづくり」の指針となっています。

新町まちづくり計画は、これら総合計画を勘案して、将来像や基本方針を作成するとともに、合併による広域的視点に立った地域全体の発展に資する新しい施策や地域の均衡ある発展を目指した施策について策定するものとします。

3. まちづくり計画における財政計画との整合

新町まちづくり計画における財政計画については、新町まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくために、主要な施策と今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望にたって限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を確立する必要があるため作成されるものです。

新町の財政計画については、計画期間をまちづくり計画と同様とし、年次別の重点的、 効率的配分など、計画的な財政運営を図る指針として作成するものです。

4.新町まちづくり計画の策定手順とスケジュール

(1) 策定手順

新町まちづくり計画において、3町の総合計画との整合性を図るとともに合併と新しいまちづくりについて広報、公聴活動など住民意識の把握、反映に努め、新町の将来像実現のための具体的施策を策定します。

計画策定の手順は別紙の策定体系図によるものとします。

合併協議会では、住民意向調査のため、すでに5町合併協議会で実施した住民アンケート結果の3町分を再集計し反映させながら、主に基本方針(将来像等)の部分について協議します。そして、協議された基本方針(将来像等)に沿って事務事業一元化の調整方針等を反映させながら、合併市町村の根幹となるべき事業合併市町村の公共的施設の統合整備 合併市町村の財政計画について協議します。新町まちづくり計画の素案が作成されしだい住民説明会を実施し、住民の意見を集約した後、新町まちづくり計画の原案をまとめ県との協議を行います。

(2) スケジュール

スケジュールは別紙スケジュール表によるものとします。

5.新町まちづくり計画策定方針

新町まちづくり計画については、おおむね次の方針で臨むものとします。

- 1.本計画は、美方町、村岡町及び香住町の合併後の新町におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。
- 2.本計画は新町を建設していくための基本方針と基本方針を実現していくための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。
- 3.本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は合併後1 0か年度とします。
- 4.本計画の基本方針及び主要事業を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。
- 5.公共的施設の適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。
- 6.財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営を行えるよう十分留意して作成するものとします。

3町の総合計画の項目一覧

mT 5	<u> </u>	1 1 com m T	工以而
町名	美方町	村岡町	香住町
<u>名称</u>	第4次美方町勢振興計画	第4次村岡町町勢振興計画	第4次香住町総合計画
│	2,640人	6,633人	13,998人
<u>基本構想象を千月ロ</u> 基本構想の期間	H13.3.8 H13 ~ 22	H13.3.9 H13 ~ 22	H11.12.21 H12 ~ 21
基本計画の期間	H13~22	H13 ~ 22	H12~21
実施計画の期間	П13~17	713~17 3ヵ年計画(毎年見直し)	3ヵ年計画(毎年見直し)
町の特色と課題		フルギョ 画 (毎年兄旦 0)	フルギョー回(毎年兄旦ひ)
1 町の特色	山里の原風景「ふるさと・おじろ」 交流とネットワークを広げるまち 豊かな自然と山里の文化・歴史 を継承するまち	森の恵みに生きるまちづくり 利雪のまちづくり 有機の里づくり 都市との交流の推進 (市町要覧からも抜粋)	ひょうご海に生きる里づくり 日本海沿岸屈指の漁港のまち 自然・味覚・文化遺産を生かした まち (市町要覧からも抜粋)
2 町の課題	若者が住む生活環境整備に向けた 魅力づくり 活気ある交流のまちづくり 主体性のあるまちづくり	人口対策の推進 所得·就業対策の推進 生活対策の推進	人づくりの推進 若者への対策 環境の整備 地域産業の振興
基本理念と将来像 1 基本理念	自然と共生し、出会いと交流の中で いきいきと住まうまち ふるさと・おじろ	全ての町民が、子どもたちの 健やかな成長を我が喜びと できる町	ふるさとへの愛着を育む 地域に根ざした活力を創造する 人と自然を大切にする
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人·まち·自然が融けあい育む 結いのまちづくり	夢をもって子育て·子育ちが できる郷·村岡	人がかがやき 海がきらめくまち かすみ ~ ふるさとは子どもたちへの贈りもの~
主要指標の見通し 1 定住人口	2,600人(H22)	6,568人(H22)	15,000人(H21)
施策の大綱	循環型社会の構築 (資源リサイクル、汚泥の堆肥化推進) 農林業の振興	過疎を完成では、	自然との共生を図る快適な環境 づ次代につながる基盤づくり 次代につながる基盤づくり 地域を活かしたにぎわいのある 産業づくり 地域づくり もんだり あいるさとへの誇りと生きがいを もった人づくり 知恵を はしあい共に進める夢づくり (重点るさとへの で割りを生きがいを もった人ではの の書館や歴になる とのでは、2000

新町まちづくり計画の策定体系図

振興計画・総合計画(各町の長期計画におけるまちづくりの目標、主要施策の把握) (将来像) 美方町「人・まち・自然が融けあい育む 結いのまちづくり」 村岡町「夢をもって子育て・子育ちができる郷・村岡」香住町「人がかがやき 海がきらめくまち かすみ」 地域の現状と広域的課題の把握 関連計画のよる位置づけ 住民の意向調査や要望等 5町合併協議会で実施 した住民アンケート結果 の3町分を再集計 新町まちづくり計画の策定 <協議する基本的な項目> 新町まちづくりの基本方針 新町まちづくりの根幹となるべき事業に関する事項 各委員の将来像等 新町の公共的施設の統合整備に関する事項 に関する アンケート 新町の財政計画 新町まちづくりの基本方針 (将来像と基本方針)の協議 中間のまとめ 要 住民説明会の開催 な 施 新町の将来像と基本的な施策が示された段階で住民 策 説明会を開催し、新町まちづくり計画へ意見を反映さ 等 せながら計画の策定を進める。 0 協 議 新町まちづくり計画の原案のまとめ 兵庫県との協議 新町発足後に新町の総合計画を策定

合併後の町が総合計画を策定するに当たっては、新町まちづくり計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当であるとされています。

調査・審議事項と作業予定期間										
調査・審議事項	平成15年度			平成16年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1.住民意識調査の整理、分析	_									
(5町合併協議会で行ったアンケート結果の3町分を		\rangle								
再集計及び分析)		/								
2.新町まちづくり計画の策定	L			L	ļ - — —	L		ļ. —	<u> </u>	
計画策定の基本的な考え方		<u> </u>								
(計画策定の趣旨とスケジュール)										
3町の状況			\							
(地理的状況や人口等の状況)										
合併の必要性、地域の現状と課題			/							
(合併の必要性や3町の現状・課題等)		/ /	-							
主要指標の見通し										
(総人口、世帯数等の推計)	<u> </u>			L	<u> </u>	L	 	 		<u> </u>
新町の将来像										
(新町のまちづくりの方向性や具体的な目標)					—					
新町まちづくりの基本方針				/						
【 (将来像を実現するための方針)	<u>l </u>				<u> </u>		 	ļ		
新町の施策										
(施策の体系と主要な施策)										
新町における県事業の推進						1	•			
(道路、河川、産業基盤等の整備等)										—
公共的施設の適正配置と整備										
(公共的施設の効率的な配置と整備、運営)						+	-	\Box		
財政計画										
【 (平成17年度から10年間の普通会計の運営)										
						(住民説明	会)			
						, III > 0H/U-/1	. ,			
			(素案	作成)						
各町及び事務局	(調 整)			1			(ま	とめ)		
				(, 50	/	
						(県との協	5譲)			

<参考資料>

市町村建設計画と基本構想について

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない(地方自治法第2条第5項)。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならないため、合併後の市町村は、この基本構想の策定に着手することになる。

一方、<u>市町村建設計画は</u>、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与えるものであって、いわば<u>合併市町</u>村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

したがって、<u>合併後の市町村が基本構想を策定するに当たっては</u>、旧市町村が合併をするための判断材料であった<u>市町村建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かし</u>た形で審議することが適当である。

(『合併協議会の運営の手引 市町村合併法定協議会運営マニュアル

編集:市町村自治研究会』より抜粋)

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(市町村建設計画の作成及び変更)

- 第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
 - 一 合併市町村の建設の基本方針
 - 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹 となるべき事業に関する事項
 - 三 公共的施設の統合整備に関する事項
 - 四 合併市町村の財政計画
- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、 合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町 村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、 合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、 これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する 都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併 市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あら かじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
- 10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

協議第15号

新町まちづくり計画検討小委員会の設置について

新町まちづくり計画検討小委員会の設置について提出する。

平成16年1月14日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

新町まちづくり計画検討小委員会の設置について

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第11条第1項に基づき、新町まちづくり計画検討小委員会を別紙のとおり設置する。

新町まちづくり計画検討小委員会

(所掌事務)

新町のまちづくり計画を調査及び審議する事務を所掌する。

(委員の選出)

美方町・村岡町・香住町合併協議会規約第8条第1項第2号及び第3号に掲げる委員21人以内とする。

	区分		氏	名
1	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長		
2		美方町議会議員		
3		村岡町議会議長		
4		村岡町議会議員		
5		香住町議会議長		
6		香住町議会議員		
7	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者		
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2		村岡町学識経験者		
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7		香住町学識経験者		
1 8				
1 9				
2 0				
2 1				